

<意見書（医師記入）>

横浜市標準様式<保育所等用>

意見書（医師記入）

横浜りとるばんびきんず園長 殿

入所児童氏名 _____

（病名） （該当疾患に☑をお願いします）

☐	水痘（水ぼうそう）
☐	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
☐	咽頭結膜熱（アデノウイルス感染症） ※
☐	流行性角結膜炎
☐	百日咳
☐	腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O111等）
☐	急性出血性結膜炎
☐	侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）
☐	麻疹（はしか） ※
☐	風しん
☐	結核

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

年 月 日から登園可能と判断します。
年 月 日

医療機関名 _____

医師名 _____

※かかりつけ医の皆さまへ

保育所等は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

※保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を保育所等に提出して下さい。

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

医師が意見書を記入する感染症

感染症名	感染しやすい期間（※）	登園のめやす
すいとう 水痘（水ぼうそう）	はっしんしゅつげん か ひ 発しん出現 1～2日前から痂皮 （かさぶた）形成まで	はっしん か ひ すべての発しんが痂皮（かさぶた）化している こと
じかせんえん 流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後 4日	じかせん がっかせん ぜっかせん しゅちよう はつげん 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5日経過し、かつ全身状態が良好になっている こと
いんとうけつまく 咽頭結膜熱 （アデノウイルス感染症）	発熱、充血等の症状が出現 した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日 経過していること
かくけつまくえん 流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した 数日間	結膜炎の症状が消失していること
ひやくにちせき 百日咳	抗菌薬を服用しない場合、 咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性 物質製剤による5日間の治療が終了して いること
腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O111等）	—	医師により感染のおそれがないと認められて いること。 ※無症状病原体保有者の場合 トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上 の小児については出席停止の必要はなく、また、 5歳未満の子どもについては、2回以上連続で 便から菌が検出されなければ登園可能）
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められてい ること
しんしゅうせいすいまくえんきんかんせんしょう 侵襲性髄膜炎菌感染症 すいまくえんきんせいすいまくえん （髄膜炎菌性髄膜炎）	—	医師により感染の恐れがないと認められてい ること
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の 4日後まで	解熱後3日を経過していること
風しん	発しん出現の7日前から7日後 くらい	発しんが消失していること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められてい ること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（－）としています。